

インドにおける意匠出願制度概要

株式会社サンガム I P

バパット・ヴィニット
代表取締役社長



株式会社サンガム IP は、インドと周辺国の知的財産を専門に扱う会社であり、特許・意匠・商標の出願、知的財産の権利行使、知的財産関連の情報収集、セミナーなどを行っている。バパット・ヴィニット代表取締役社長はインド特許弁理士であり、約 20 年間の日本の特許事務所での勤務経験を活かし、日本企業のインドにおける知財活動を強化すべく活躍している。

インドにおける意匠出願制度の概要について、手続各段階についての留意事項に触れながら解説する。

●出願人(意匠法 2 条、意匠法 5 条)

意匠権を受けようとする者は、意匠出願を行う必要がある。次のいずれかに該当する者は意匠出願を行うことができる。

(i)新規性または創作性のある意匠の所有者(Proprietor of a new or original design)

(ii)上記所有者の譲受人

(iii)上記所有者の譲受人の法律上の代表者

所有者は、自然人、法人、政府を含む。

●所轄庁

出願人は意匠出願を所轄庁に行う(意匠法 7 条、意匠規則 4 条)。インドでは、コルカタ、デリー、ムンバイ、チェンナイの 4 か所に特許庁がある。特許庁は意匠の権利化に関する業務も担当する。所轄庁とは、この 4 か所の特許庁のうち、以下の場所がある地域を管轄する特許庁である。

(1) 出願人の居所、住所または営業所がある場所

(2) 出願人のインドにおける送達宛先(現地代理人の住所など)

インドに居所などが無い出願人(日本の出願人)は現地代理人を通じて意匠出願を行うことができる。その場合、現地代理人の住所が送達宛先となり、現地代理人の住所がある地域を管轄する特許庁が所轄庁となる。

所轄庁に行われた意匠出願はコルカタ特許庁に移送され、コルカタ特許庁にて審査が行われる。

●意匠出願の種類

意匠出願の種類としては、優先権を主張しない直接出願 (Ordinary Application) (意匠法 5 条) および優先権を主張する条約出願(Reciprocity Application)(意匠法 44 条、意匠規則 15 条)がある。条約出願は優先日から 6 か月以内に行わなければならない。

●意匠出願に必要な書類

意匠権を受けようとする者は、英語またはヒンディー語で作成した以下の書類および手数料を所轄庁に提出しなければならない。

(1) 有効出願日を確保するために必要な書類

- ・願書(分類を特定する。1 分類 1 出願)
- ・意匠見本の図面および意匠見本の説明書
- ・手数料

(2) 必要に応じて提出する書類

- ・出願権の証拠(出願人が新規性または創作性のある意匠の所有者ではない場合)
- ・委任状(現地代理人に代理権を与える場合)
- ・優先権書類(優先権を主張する場合)と、その翻訳文(優先権書類が英語以外の言語で記載されている場合)

●意匠見本の図面に対する要件

意匠見本の図面は A4 サイズの白い紙に黒のインクで印刷しなければならない。所定の余白を確保しなければならない。点線ではなく実線で表すこと。権利を放棄

する部分、権利に含まれない部分を点線で示すことができる。原則六面図。断面図は不可。寸法または技術記号等を表示してはならない。物品の技術図面であってはならない。商標、文字、数字、寸法等の意匠の特徴ではない不必要な事項を表してはならない。余計な事項や背景、影、レンガ壁、木などがあってはならない。必須ではない限り、分解図は避けるべきである。各図面用紙上に新規性に関する簡単な説明を記載する。

●意匠出願の流れ

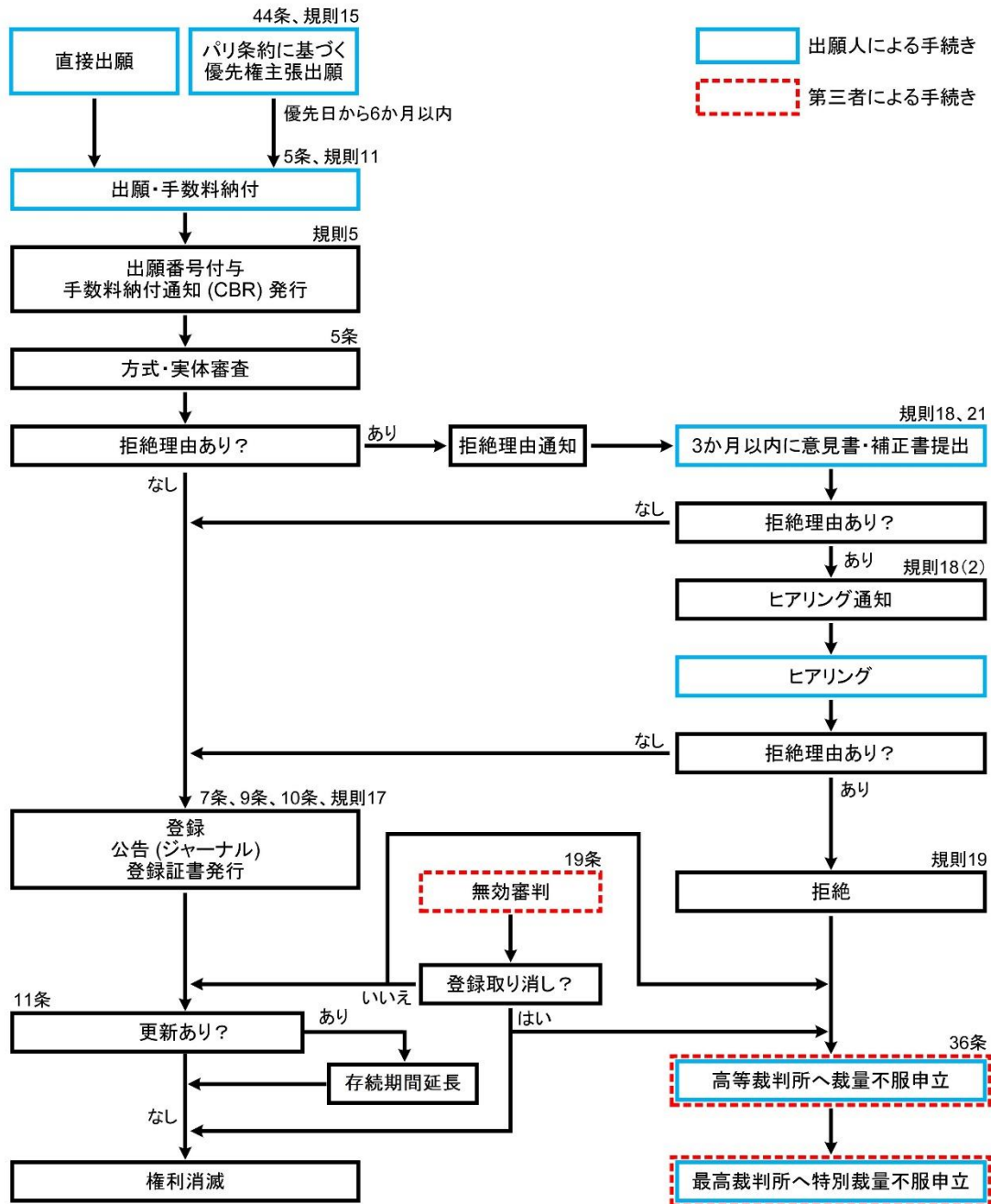
(1) 所轄庁に意匠出願にかかる書類を提出すると、提出された書類は所轄庁からコルカタ特許庁へ移送され、コルカタ特許庁で審査(方式的審査および実体的審査)が行われる。審査請求をする必要はなく、すべての意匠出願が審査される。

(2) 審査の結果、拒絶の理由があると判断された場合、拒絶の理由を記載した審査報告(日本の拒絶理由通知に相当)が出願人(現地代理人)に発送される。出願人は、審査報告の発送日から所定の応答期間(3 か月)内にすべての拒絶理由を解消するような応答書(意見書、補正書)を提出しなければならない(意匠規則 18 条(1)、意匠規則 21 条)。この応答期間は延長できるが、応答期間が延長された結果の応答期限が意匠出願の出願日から 6 か月の日を超えてはならない(意匠規則 18 条(1)、意匠規則 21 条)。

(3) 出願人が応答書を提出した場合、特許庁はもう一度審査を行う。拒絶理由がある場合で、出願人から聴聞(ヒアリング)申請があれば、特許庁は出願人に聴聞通知を発送する(意匠規則 18 条(2))。特許庁は、聴聞を実施し、聴聞の実施後に、出願人に応答書(意見書、補正書)を提出する機会を与える。出願人が応答書を提出した場合、特許庁はもう一度審査を行う。

(4) 審査の結果、意匠出願にかかる意匠が登録に必要な条件をすべて満たしており、拒絶の理由がないと特許庁が判断した場合、特許庁は意匠権を付与し、特許庁が発行する官報(ジャーナル)にその旨を公告する。また、登録証を発行する。拒絶理由が残っている場合、特許庁は出願人へ拒絶査定を通知する。拒絶査定が行われた意匠出願は公告されない。

インド意匠出願の流れ



● 実体的審査

実体的審査とは、意匠出願にかかる意匠が以下のすべての条件を満たすか否かの審査である。

- (i)新規性または創作性のある意匠であること
- (ii)インドまたはその他の国々のいずれにおいても、出願日（または優先日）までに、有形の媒体による発表または実施、その他の方法により、意匠が公開されていないこと
- (iii)既知の意匠またはこれを複数組み合わせたものから明らかに識別できる意匠であること
- (iv)公序良俗を害するおそれのない意匠であること

●方式的審査

方式的審査とは、意匠見本の図面が、そのための要件をすべてクリアするか否かの審査である。

●意匠の定義

意匠とは、手工芸的か、機械的か、もしくは化学的か、または分離もしくは結合されたものかに関わらず工業的方法または手段により、2次元もしくは3次元またはその双方の形態かに関わらず物品に適用される線または色彩の形状、輪郭、模様、装飾もしくは構成の特徴に限られるものであって、製品において視覚に訴え、かつ、視覚によってのみ判断されるもので、単なる機械装置、または構造の原理もしくは態様、商標や美術品を含まない。

意匠は、新規(novel)または独自(original)なもの(意匠法4条(a))、物品に適用でき、視覚的に訴えるもの(意匠法2条(d))、既存の意匠または既存の意匠の組合せから有意(significantly)に識別(distinctive)できるもの(意匠法4条(c))である必要がある。

●意匠登録できないもの

中傷的、またはわいせつな事項を含んでいるもの(意匠法4条(d))。文学作品、または美術作品は意匠として登録できない。例えば、本やCDジャケット、カレンダー、証明書、書式その他の文書、服飾パターン、グリーティング・カード、パンフレット、地図、はがき、スタンプ、メダル、ラベル、コイン、カード、マンガ。

物品の構造の原理もしくは態様、単なる機械装置、建物や構造物工場での構成部材の変更、大きさの変更、国の旗、徽章またはしるしは意匠として登録できない。

●意匠権の存続期間

意匠権の存続期間は登録日から10年である(意匠法11条(1))。登録日とは優先日とインド出願日のうち早い方(意匠法44条(1))の日である。追加手数料を支払うことで存続期間を一度のみ5年延長できる(意匠法11条(2))。15年を超えて意匠権を維持することはできない。

●意匠権の効力

意匠権者の同意を得ることなく、販売目的で登録意匠を物品に適用する行為は侵害にあたる(意匠法22条(1)(a))。また、物品の販売を目的に物品を輸入する行為も侵害にあたる(意匠法22条(1)(b))。違法と知りながらの物品の公開(publication)、売り出し(offering for sale)などの行為も侵害にあたる(意匠法22条(1)(c))。

●不服申立

出願人は、特許庁の決定に対して不服がある場合には、その決定の通知の発送日から3か月以内に高等裁判所へ審判請求を行うことができる(意匠法36条)。

●無効審判

利害関係人は、意匠法19条に挙げられた無効理由の1つまたは複数に基づいて、意匠登録の取消を特許庁に審判請求することができる。特許庁の意匠登録の無効に関する決定に対して高等裁判所に裁量不服申立を請求できる。

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)